**建築確認申請に伴う打合せ書**

この打合せ書は、建築主及び打合せ者が関係法令について確認することを目的として、

各法令の所管課へ持ち回りを行っていただくものです。御理解・御協力をお願いします。

**①打合せ者の会社名、氏名、連絡先、及び太枠内の事項を記入してください。**

**②関係各課等にて打合せを行い、担当職員から確認印をもらい、確認申請に添付してください。**

　 年　 月　 日 　 　　打合せ者： 会社名

 　 　　氏 名

 　 連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 建築主氏名 |  |
| 敷地について | 地域区分 | 市街化区域　・　市街化調整区域　・　都市計画区域外 |
| 地名地番 | 滝沢市 　　  |
| 登記地目 |   | 現況地目 |  | 敷地面積 | ㎡ |
| 開発行為(農地転用や一定の切土・盛土など) | 有・無 |
| 建築物について | 建物用途 |  | 工事種別 | 新・増・改・他（　　　　　　　　　） |
| 構造計算適合性判定 | 無　・　有（提出先：　　　　　　　　　　　　） |
| 生活排水及び汚水について（該当する方法の欄に○印）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 生活排水処理方法 | 汚水処理方法 | ※合併処理浄化槽処理水の放流先河川・水路・道路側溝※個別合併処理浄化槽の場合浄化槽票を3部添付してください |
| 公共下水道 |  |  |
| 団地型集合合併処理浄化槽 |  |  |
| 個別合併処理浄化槽 |  |  |
| 地下浸透式 |  |  |
| 汲み取り、簡易水洗 |  |  |

 |

◆各課等確認欄（順番は任意です）

農林課（本庁舎３階）

|  |  |
| --- | --- |
| 農振法に係る許可について　　　　　　　　　　　　　地域森林計画区域　　　　　　　　　　 | 農用地以外・農用地｛必要（申請中・済）・不要｝（内・外） |

農業委員会（本庁舎３階）

|  |  |
| --- | --- |
| 農地法による許可について（市街化区域は届出） | 農地以外・農地｛必要（申請中・済）・不要｝ |

施設課（分庁舎１階（旧公民館））

|  |  |
| --- | --- |
| 上水道について下水道事業計画区域 | 給水区域（内・外）｛内（処理開始済・未）・外｝　　　　年　　月頃供用開始予定 |

**裏面へ続く↲**

文化振興課（本庁舎２階）

|  |  |
| --- | --- |
| 埋蔵文化財包蔵地 | （該当・近接・該当なし）該当・近接→埋蔵文化財センターにご相談ください。※予定地が埋蔵文化財包蔵地に近接の場合でも、事前確認調査が必要な場合がございますので、埋蔵文化財センターにご相談ください。※埋蔵文化財センター（滝沢市湯舟沢327-13：℡694-9001） |

河川公園課（本庁舎２階）

|  |  |
| --- | --- |
| 法定外公共物占用許可等 | （必要（済・未）・不要） |
| 土砂法による警戒区域等指定状況区域の区分区域の内容 | （該当・該当なし）（指定済・未指定・調査済）（特別警戒区域・警戒区域）（急傾斜地・土石流・地すべり） |

環境課（本庁舎２階）

|  |  |
| --- | --- |
| 騒音・振動の規制地域 | （該当・該当なし） |
| 　特定建設作業の届出　特定施設・騒音発生施設の届出 | ｛必要（済・未）・不要｝｛必要（済・未）・不要｝ |
| モーテル類似施設 | （該当・該当なし） |
| 専用水道の届出簡易専用水道の届出 | ｛必要（済・未）・不要｝｛必要（済・未）・不要｝ |
| 公害防止協定 | （必要（済・未）・不要・要協議） |
| 滝沢市における再生可能エネルギー発電施設の設置に関する指針に基づく協定 | （必要（済・未）・不要・要協議） |
| ごみ集積所設置の申請 | 該当→滝沢・雫石環境組合にご相談ください。 |
| 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染防止法に基づく届出 | 該当→盛岡広域振興局にご相談ください。 |

道路課（本庁舎２階）

|  |  |
| --- | --- |
| 道路管理者工事施行の承認申請予定　　　　　　　道路占用の許可申請予定　 | ｛市管理（市道・法定外）・その他｝（方角　　　／幅員　　　ｍ）（有・無）（有・無）　　　掘削規制（有・無） |

都市政策課（本庁舎２階）

|  |  |
| --- | --- |
| 開発許可等について　　　　　　　都市計画法５３条許可　　　　　　地区計画の届出　　　　　　　景観法の届出屋外広告物条例の許可ひとまち条例協議消防同意盛土規制法 | ｛必要（　　　条　許可済・未）・不要｝｛必要（済・未）・不要｝｛必要（済・未）・不要｝｛必要（済・未）・不要｝｛（重点／山岳・山麓・田園・沿道）・一般｝｛必要（済・未）・不要｝｛必要（済・未）・不要｝｛必要（事前協議　済（　号建築物）・未）・不要｝（宅造規制区域・特盛規制区域）｛県相談窓口（保福・林務・農政・土木）｝ |